

松教学学第 404 号

令和 6 年 7 月 26 日

松戸市学区審議会
会長 恩田 忠治 様

松戸市教育委員会
教育長 波田 寿一



令和 7 年度市立小学校通学区域の変更について(諮問)

松戸市学区審議会条例第 1 条の規定に基づき、下記の事項について、貴審議会の意見を求めます。

記

1 諮問事項

令和 7 年度市立小学校通学区域の変更について

(八ヶ崎 5 丁目の小学校通学区域を現在の高木小学校から八ヶ崎小学校へ変更)

2 諮問理由

本市では、入学する学校の指定に関する規則(昭和 45 年松戸市教育委員会規則第 9 号)第 2 条第 1 項第 1 号及び松戸市立小学校・中学校通学区域に関する規程(昭和 45 年松戸市教育委員会訓令第 2 号)第 2 条の規定に基づき、居住する住所によって通学区域を定め、就学すべき学校を指定しています。

現在、定められている通学区域において、通学路の安全性などにより実状と乖離している区域について、児童が安全に通学するために、居住する児童の実状に即した学区へ変更を行うことについて、貴審議会の意見を求めるものです。